

教育委員会会議 定例会

令和5年6月21日

# 提出議案綴

山梨県教育委員会

# 1 議 案

第 11 号 山梨県社会教育委員の委嘱について

# 2 報 告 事 項

( 5 ) 令和5年度山梨県教科用図書選定審議会の答申について

# 3 その他報告

( 4 ) 第86回国民スポーツ大会の開催要望について

(令和5年6月21日 定例教育委員会)

課名

生涯学習課

件名	山梨県社会教育委員の委嘱について	
経緯	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育委員の法的根拠 社会教育法第15条及び山梨県社会教育委員に関する条例</li> <li>2 職 務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育に関する諸計画の立案</li> <li>・教育委員会の諮問に応じ、意見を述べる</li> </ul> </li> <li>3 委嘱の基準 山梨県社会教育委員に関する条例及び附属機関等設置要綱による</li> <li>4 現委員の任期 令和4年11月1日～令和6年10月31日</li> <li>5 社会教育委員の会議 令和4年11月24日(木) 第1回会議(委嘱・任命) 令和5年 2月16日(木) 第2回会議 令和5年 5月18日(木) 第3回会議 令和5年 7月13日(木) 第4回会議(新委員委嘱予定)</li> </ol>	
内容	<p>○山梨県社会教育委員について、山梨県PTA協議会所属の委員が同協議会役員を退任したことから、新たに別紙のとおり委嘱する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員の任期 令和5年7月13日～令和6年10月31日</li> <li>2 委員の委嘱 教育委員会が委嘱する</li> </ol>	

(令和5年6月21日 定例教育委員会)

課名 義務教育課

件名	令和5年度山梨県教科用図書選定審議会の答申について
経緯	<p>令和5年4月12日 定例教育委員会において、令和5年度山梨県教科用図書選定審議会へ諮問する4つの事項を決定</p> <p>令和5年4月25日 第1回山梨県教科用図書選定審議会を開催（オンライン） 山梨県教育委員会から山梨県教科用図書選定審議会に諮問</p> <p>令和5年5月23日 第2回山梨県教科用図書選定審議会を開催（参集）</p> <p>令和5年5月26日 山梨県教科用図書選定審議会から山梨県教育委員会に答申</p> <p>※令和5年度採択替えの対象となる教科用図書は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 小学校用教科用図書</li> <li>2 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」</li> </ol>
内容	<p>○ 諮問事項と主な答申内容</p> <p><b>諮問第一項</b> 令和5年度山梨県教育委員会の教科用図書採択基準について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 小学校用教科用図書について <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領の趣旨に則り、山梨県教育振興基本計画を踏まえ、内容3項目と形式2項目を設定した。</li> </ul> </li> <li>2 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」について <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度の採択基準を踏襲した。</li> </ul> </li> </ol> <p><b>諮問第二項</b> 教科用図書採択権者に供する採択参考資料について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 小学校用教科用図書について <ul style="list-style-type: none"> <li>・採択基準に基づいて各教科等の特性を踏まえた調査研究の観点を設定し、調査研究の内容、基本的な考え方により採択参考資料を作成した。</li> </ul> </li> <li>2 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」について <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度を踏襲した調査員数、調査研究の内容、基本的な考え方を設定し、採択参考資料を作成した。</li> </ul> </li> </ol> <p><b>諮問第三項</b> 教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について</p>

- 1 市町村教育委員会が協議して採択する場合の方法について
  - ・小学校用教科用図書を採択する場合について、採択地区協議会を設置し、共同調査・研究を行うこと等をまとめ、特別支援学級を設置する学校に関する教科用図書の採択の方法を示した。
- 2 市町村教育委員会の協議が整わない場合の方法について
  - ・県教育委員会の指導助言を得て、再度協議して決定することを示した。
- 3 採択の公正確保について
  - ・指導の方法及び内容について、文書等による指導、説明会等による指導、訪問、面接等による指導を示した。また、情報公開について、採択事務の円滑な遂行及び採択の公正確保に支障を来さない範囲内で、採択結果及びその理由等の情報の積極的な公開を行うことを示した。

**諮問第四項** 県立特別支援学校（小学部及び中学部）の令和6年度使用教科用図書の採択について

- ・県教育委員会は、学校ごとに校内調査委員会を設置し、県教育委員会の示した資料を基に調査研究を行うよう指導し、その結果を参考にして採択を行うことを示した。

**○ 今後の採択について**

市町村教育委員会等の採択権者は、採択期限となる8月31日までに、この答申を参考に調査研究等を行い、小学校用教科用図書と特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」の採択替えを行う。

(令和5年6月21日)

課室名

総務課

件名	第86回国民スポーツ大会の開催要望について
経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年2月 長崎知事が2月議会の所信表明にて令和14年の国体招致を目指す方針を表明</li> <li>・ 令和4年9月 県スポーツ協会が知事・議長・教育長あてに要望書（他の事項を含む）を提出 「招致に向けた取組を加速していただきたい」</li> <li>・ 令和5年6月 県スポーツ協会・県障害者スポーツ協会が、知事・県議会議長・教育長あてに招致要望書を提出</li> </ul>
内容	<p>○ 当面の対応</p> <p>令和14年の第86回国民スポーツ大会を招致する運びとなった際には、教育長と知事及び県スポーツ協会会長の連名で開催要望書を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出先 日本スポーツ協会会長・文部科学大臣あて ※都道府県議会決議書を添付</li> <li>・ 提出先の対応 日本スポーツ協会は、文部科学省と協議し、開催申請書提出順序了解県として決定する。（「開催の内々定」）</li> </ul>